



(有 添 付 物)
国海査第 3 7 2 号の 2
平成 2 6 年 3 月 2 7 日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局
検査測度課長 園田 敏彦



状態監視保全方式を導入した船舶に対する機関解放検査の特例について

今般、別添のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせいたします。



国海査第372号
平成26年3月27日

各地方運輸局海上安全環境部長
北陸信越運輸局海事部長
神戸運輸監理部海上安全環境部長
沖縄総合事務局運輸部長

殿

海事局 検査測度課長

状態監視保全方式を導入した船舶に対する機関解放検査の特例について

状態監視保全方式は、平成21年12月14日付け国海環第19号「高度船舶安全管理システムの認定等に関する実施要領について」に基づき認定される高度船舶安全管理システム（以下「高度管理システム」という。）により運用されている保守管理方式で、現在9隻（うちNK船級船8隻）の船舶が高度管理システムの認定を受けているところである。

状態監視保全方式は、高機能センサーの導入、異常検知技術の高度化及び陸上支援会社による状態監視等により、機関の不具合発生を未然に防止することを可能とする保守管理方式である。

今般、船舶検査の方法S編検査の特例2.19-8に規定する「その他の保全方式」として、状態監視保全方式による保守管理等の希望があった場合の取扱を別紙要領のとおり定めたので、業務上遺漏なきよう取り扱われたい。

状態監視保全方式導入船舶の機関解放検査の特例取扱要領

1. 適用対象

次のすべての要件を満足する船舶を対象とする。

- ① 船舶検査の方法 S 編検査の特例 2.19 に基づく機関計画保全検査の承認条件を満足しているか又は承認を受けていること
- ② 平成 21 年 12 月 14 日付け国海環第 19 号（平成 24 年 11 月 29 日付け国海環第 37 号にて全部改正）に基づく高度管理システムの認定を受けているか又はこれと同等のシステムを構築していること

2. 保全方式

高度管理システムを導入することにより、状態監視保全方式による保守管理等が可能となった機器について、状態監視の診断結果に異常が認められるまでの間、状態監視保全方式によることを認め、それ以外の機器については、機関保全計画書に従い保守管理等を行うこととする。

3. 申請書類

本取扱いを希望する者には、その旨を記載した申請書に船舶検査の方法 S 編 2.19-3 に規定する書類に加えて次の書類を添付させ、状態監視保全検査の申請を行わせること。

- ① 高度船舶安全管理システム認定書（写）
- ② 状態監視の状況を説明する資料（状態監視機器を特定できる資料を含む。）
- ③ 陸上支援会社との契約書（写）
- ④ その他管海官庁が必要と認める書類

4. 承認手続

船舶検査の方法 S 編 2.19-8「その他の保全方法」を根拠とし、状態監視保全方式による保守管理等を行う機器が識別された機関保全計画書について、検査測度課長に伺い出ること。

5. 検査の実施方法

船舶検査の方法 S 編 2.19-6(1)に基づく確認に加えて、高度管理システムに基づくモニタリング状況等が適切に管理されていること及び不具合等が発生していないことを確認する。

6. 承認の取り消し

次のいずれかに該当する場合は本取扱いを中止し、検査測度課長に報告すること。

- ① 高度管理システムの承認が有効期限切れとなるか又は取り消された場合
- ② 高度管理システムの運用を停止した場合
- ③ 定期的検査において、高度管理システムに基づくモニタリング状況等について、適切に管理されていないことが確認された場合
- ④ 船舶検査の方法 S 編 2.19-7 に掲げる事項に該当した場合

7. その他

本取扱いに関する希望又は問い合わせ等があった場合は、前広に海事局検査測度課まで情報共有すること。

—以 上—